

湖南省防災士連絡会  
会長 曾我部 修 様

湖南省長 生田 邦夫



湖南省から湖南省防災士連絡会に支出する補助金の取扱について (通知)

平素は、本市防災行政に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、湖南省から貴会に支出する補助金について、その取扱を下記のとおり通知します。

1. 補助金の充当制限

補助率の規定は設けられていませんので、定額補助 (10/10) となっています。  
そのため各区からの会費に優先して補助金を使用することも可能ですが、補助金の性質上、その用途には制限がありますので注意されたい。

【補助金を充当できない科目】

- ① 研修費 (防災士連絡会の事業目的に沿わない役員のための研修など。)
- ② 懇親会費
- ③ 食糧費 (講師への提供のための湯茶は除く。)
- ④ 慶弔費、交際費
- ⑤ 役員手当、費用弁償 (講師に支払う場合を除く。)
- ⑥ 負担金
- ⑦ 積立金
- ⑧ 備品購入費 (事業の実施に当たり必要不可欠なものを除く)

2. 余剰金の措置

概算払にて補助金を支出した年度において、精算を行い確定した支出金額が、概算払により支出した補助額を下回り、余剰金が生じた場合、市は貴会に対して補助金の返納を求めます。

湖南省補助金等交付規則 (抜粋)

(補助金等の返還)

第18条 (第1項略)

- 2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

湖南省危機管理・防災課  
消防・防災係 担当：長井  
TEL：0748-71-2311  
FAX：0748-72-2000